



ワーカーズコープちば：倫理・コンプライアンスの心得



法令遵守を最優先とし、ハラスメントの禁止、利益相反の防止、そして通報者の保護を徹底することで、公正で透明性の高い事業運営を目指します。

理事が守るべき行動規範と「禁止事項」



コンプライアンスを「最優先」する

理事は法令を正しく理解し、社会的良識に基づき誠実に職務を遂行しなければなりません。



9つの絶対禁止行為

- ✓ 法令違反、ハラスメント、
- ✓ 反社会的勢力との接触、
- ✓ 私的利益の追求、情報漏洩
- ✓ などを厳禁します。



「知らなかった」は通用しない

知識不足や「法人のため」という理由は、法令違反の免責理由にはなりません。



透明性を保つための組織ルールと通報制度



利益相反の申告と決議からの除外

自分や親族に利益が絡む場合は事前に申告し、理事会の決議には参加できません。

理事会の公平性「3分の1」ルール

制限の対象	制限の内容
親族・配偶者	$\frac{1}{3}$ 理事総数の3分の1を超えてはならない
同一団体の関係者	$\frac{1}{3}$ 理事総数の3分の1を超えてはならない



迷ったら即相談：3つの通報窓口



通報者への報復は一切禁止

相談や通報を理由とした不利益な処分（懲罰やマイナス査定）は固く禁じられています。